

教育カードローン規定

私(以下「借主」という。)、は、株式会社長崎銀行(以下「銀行」という。))と当座貸越契約を締結するについて、次の各条項を承諾します。

第1条 (保証会社の選択)

借主は、銀行が決定した保証会社の保証に基づき借入するものとします。

第2条 (契約の成立、取引口座の開設等)

- 本契約は借主から長崎銀行カードローン申込書の提出を受け、銀行が承諾したときに成立します。ただし、借主がこの取引を開始するためには、銀行所定の手続が必要となります。
- 借主は本契約に基づくカードローン取引(以下「取引」という。)を行うにあたって、この取引専用のカードローン口座(以下「取引口座」という。)を開設するものとします。
- 第2項の取引口座のほかにも、その返済口座として借主名義の普通預金口座(以下「返済用口座」という。)を指定します。

第3条 (取引の方法)

- 借入専用カードを発行するカードローンの場合
 - この取引は当座貸越とし、小切手、手形の振出あるいは引受けは行わないものとします。
 - この取引は、銀行から借入専用カード(以下「カード」という。))が交付されるものとします。この取引は、カードまたは銀行所定の請求書を使用して行うものとします。カードを使用して取引を行う場合、現金自動支払機または預入支払機(以下「自動支払機」という。)の取扱については、別に定める「キャッシュカード規定」によるものとします。なお、銀行所定の請求書による場合、返済用預金口座通帳、届出印影を店舗に提示してこの取引を行うものとします。
- 借入専用カードを発行しないカードローンの場合
 - この取引は当座貸越とし、小切手、手形の振出あるいは引受けは行わないものとします。
 - この取引は、返済用預金口座の残高が不足する場合に返済用預金口座より払戻する方法、返済用預金口座の通帳またはキャッシュカード(以下「キャッシュカード等」という。))を使用して取引する方法、および銀行所定の請求書を使用して行う方法により利用するものとします。なお、キャッシュカード等を使用して取引する方法で当座貸越を利用する場合、自動支払機による取扱とし、別に定める「キャッシュカード規定」によるものとします。また、「インターネットバンク」と、および「モバイルバンク」の取扱については、別に定める各々のご利用規定によるものとします。銀行所定の請求書による場合、返済用預金口座通帳、届出印影を店舗に提示して行うものとします。
 - 返済用預金口座より払戻しする方法で当座貸越を利用する場合、銀行は不足金額を自動的に融資のうえ、返済用預金口座に入金するものとします。ただし、返済用預金口座の資金不足が、第9条の返済を含め銀行からの借入金との約定返済による場合、自動融資の対象とはなりません。なおこの取引以外にその他の当座貸越契約がある場合、当座貸越利率の低い方を優先して利用するものとします。
 - 返済用預金口座に係る各種料金の自動支払の請求の場合についても③と同様とし、カードの提示または支払請求書の提出は不要とします。
 - ④の自動支払の請求が同日に複数ある場合、その総額がこの取引による当座貸越の極額額を超えるときは、そのいずれを支払うかを銀行が任意に決定できるものとします。

3.この取引は、銀行本店のうち、いずれか1店まで1口座のみ開設することができます。

第4条 (貸越極額額)

- この取引の貸越極額額は、保証会社の保証に基づいて銀行が定めた金額(決定貸越極額額)とし、銀行は申込貸越極額額を決定貸越極額額に変更できるものとします。
- 銀行は、取引の利用状況等により、貸越極額額を増額または減額することができるものとします。この場合、銀行は、借主に対して変更後の貸越極額額および変更日等必要な事項を通知するものとします。
- 第2項より貸越極額額が減額された場合、銀行から通知がある次第、直ちに貸越極額額を超える金額を支払うものとします。
- 貸越極額額を超えて当座貸越を行った場合にも本規定が適用されるものとし、その場合は銀行から請求があり次第、直ちに貸越極額額を超える額を支払うものとします。

第5条 (新規貸越の停止)

- 借主は以下の各号のいずれかにある事由が生じた場合は、契約期限到来前においても銀行は、書面による通知なしに、いつでも新規貸越を停止できるものとします。
 - 第13条第1項または第2項の事由があるとき。(期間の利益喪失事由)
 - 第4条により貸越極額額が減額され、かつ新たな貸越極額額を超える貸越残高があるとき。
 - 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたとき。
 - 第20条第1項ないし4項の届け出があったとき。
 - 保証会社より新規貸越停止または貸越極額額の制限の届出を受けたとき。
 - 銀行または保証会社が借主について債権保全を必要とする相当の事由が生じるおそれがあるを認めたととき。
 - 金融情勢の変化、その他相当の事由があるとき。

2.当座貸越の新規利用が停止されている間も、返済は第9条(約定返済等)、第10条(約定返済金の自動支払)の定めにより行うものとします。ただし、期間の利益を喪失した債権については一括で返済するものとします。

第6条 (契約期間)

- この契約の期間は、この契約を開始した月から1年後の応当日の末日までとします。ただし、借主の信用状況に関する銀行の審査及び保証会社の保証会社が認めた場合、さらに1年間の期間を更新し、以後も同様とします。
- 第1項に関わらず、この契約については、申込書記載の卒業予定年月日(もしくは契約日から最長4年3ヵ月)といずれか短い期間)の翌月以降新たな借入れを行わないものとし、満75歳を超えて契約期間の延長は行わないものとします。ただし銀行及び保証会社が認めた場合はこの限りではないものとします。
- この契約が新規貸越停止状態となった場合は、銀行はいつでもこの契約を解約できるものとします。
- 契約後1年以上、一度も貸越が発生しなかった場合は、銀行はいつでもこの契約を解約できるとものとします。この場合、銀行は借主に対し書面にて通知するものとします。
- 期限到来前にこの契約を解約する場合、または前項により銀行がこの契約を解約し貸越元利金がある場合には、貸越元金および利息(借主を含む。)の全額を即時に返済するものとします。

第7条 (貸越金利息、保証料、損害金)

- この取引の貸越利率は、銀行所定の貸越利率とします。保証会社所定の保証料は貸越金利息に含めるとし、銀行を通じて保証会社に支払うものとします。貸越金利息の支払いを遅延した場合には、当該保証料は銀行が代わって保証会社に支払うものとします。
- 銀行は、銀行所定の基準により、一般に適用される貸越利率を借主に対して優遇し変更することができるものとします。また、借主に対して貸越利率を優遇した場合には、銀行は借主に通知するものとし、いつでもその優遇を中止または優遇幅を変更することができるものとします。
- 第4条により貸越極額額が減額もしくは増額された場合には、減額もしくは増額時の融資残元金の貸越利率および減額もしくは増額後の新たな貸越について、貸越利率が引上げ、もしくは引下げられることがあることをあらかじめ承諾します。この場合、新たな利率について借主に通知するものとします。
- 固定金利型の貸越利率は、変更しないものとします。但し、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行において一般に行われる程度のものに変更することができるとものとします。変更にあたってあらかじめ銀行の本店に掲示するものとします。
- 変動金利型の貸越利率は、当行短期プライムレートの変動に合わせて変動するものとし、当行短期プライムレートの変更があった場合は、その変動幅と同一幅で自動的に利率を引上げ、又は引下げられることに同意します。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由等により短期プライムレートが廃止された場合には利率を一般に行われる程度のものに変更されることに同意します。新利率の適用は、短期プライムレートの変更日を起算日として2週間後の応答日以降最初に到来する利息支払日からとします。
- 貸越金利息(保証料を含む。)は、付利率100円とし、毎月の約定返済日(毎月15日とする。ただし、銀行の休日

の場合は翌営業日。))以下「約定日」という。))前日までの貸越金利息を銀行所定の方法により当座貸越残高に組み入れるものとします。

7.貸越元金の返済を遅延した場合の損害金の利率は、元金に対して年14%(年365日の日割計算)とします。ただし、貸越利率が年14%を超える場合は貸越利率(年365日の日割計算)をもって適用利率とします。

第8条 (費の支払)

- 次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとし、約定日からみならずまた普通預金・総合口座通帳および同払戻請求書によらず、返済用預金口座から引き落しうのうえ、支払にあてるとに同意します。
 - 印紙代。
 - 公正証書作成に要した費用。
 - 催告書等支払督促に要した費用。
 - 送達費用等法的措置に要した費用。
 - その他借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。

第9条 (約定返済等)

1.約定日に、約定返済金を返済するものとします。約定返済金は前月約定日ご返済後の当座貸越残高に応じて下記の通りとします。ただし、申込書記載の卒業予定年月(もしくは契約日から最長4年3ヵ月)のいずれか短い期間)の翌月以降は、前月約定日ご返済後の当座貸越残高にかかわらず、新たな借入れの停止時点原則として、申込書記載の卒業予定年月(もしくは契約日から最長4年3ヵ月)のいずれか短い期間)の翌月第1営業日の当座貸越残高にじた約定返済金が継続するものとします。ただし随時返済方式(元金据置)を選択した場合は卒業予定年月まで約定日に利息額を返済するものとします。

前月約定日ご返済後の当座貸越残高	約定返済金
20 万円以下	5 千円
20 万円超 50 万円以下	1 万円
50 万円超 150 万円以下	2 万円
150 万円超 200 万円以下	3 万円
200 万円超 300 万円以下	4 万円
300 万円超 400 万円以下	5 万円
400 万円超 500 万円以下	6 万円

- 第1項にかかわらず、当座貸越残高と貸越金利息の合計額が約定返済金に満たない場合はその合計額で返済するものとします。
- 任意返済等により約定返済金よりも貸越金利息が多い場合は第1項の約定返済金を超えて貸越金利息を返済するものとします。
- 約定返済金の返済が遅延した場合は、約定返済元金に第7条第7項で算出した損害金を加算した金額を返済するものとします。
- 約定返済金の返済が遅延している場合は、新たな貸越はできないものとします。

第10条 (約定返済の自動支払)

借主は、第9条に基づいて約定返済の約定日まで、毎月の約定返済相当額を返済用預金口座に入金するものとします。銀行は、各約定日に普通預金・総合口座通帳及び同払出請求書によらず、返済用預金口座から引き落としのうえ、毎月の返済にあてるものとします。

第11条 (任意返済)

- 第9条による約定返済のほか、借主は随時任意の金額を返済できるものとします。
- 第1項の任意返済は、第10項の自動支払によらず、カード、返済用預金口座通帳、自動支払機等を用いて取引口座に直接入金することにより行うものとします。
- 第1項にかかわらず、任意返済後に当座貸越残高または貸越金利息がある場合には、引き続き第9条による約定返済を行うものとします。

第12条 (反社会的勢力の排除)

- 借主は、現任、暴力団員、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特別保護対象暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に隔離されるべき関係を有すること
- 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 手形の割引を受けた場合、借主が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもつづ表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、全部の手形において、貴行の請求によるた手形引換金額の買戻義務を負い、直ちに弁済します。この債務を履行するまでは、貴行は手形所持人としていさの権利を行使することができます。
- 前項または第13条第2項第4号の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、貴行になんらの請求をしません。また、貴行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
- 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。
- 上記第1項から第5項までの条項は、借主がすべて貴行と取り交わしている融資契約にも同様適用されるものとします。

第13条 (期限前の全額返済義務)

- 次の各号の事由が生じたこと若しくは発生したことを銀行が知った場合は、銀行からの通知、催告がなくてもこの契約による債務全額(元金と期間の利益を含み)、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 返済を遅延し、翌月の返済日まで元利金(損害金を含む)を返済しなかったとき
 - 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明になったとき
 - 仮差押、假処分、差押または競売申立を受けたとき、支弁の停止、破産、民事再生の申立、または調停(特定請求を含む。)の申立をおこなったときまたは清算にはいったとき
 - 借主が公租公課を滞納して督促を受けた時、または保全差押を受けたとき
 - 借主が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - 保証会社から返済の中止、または解約の申出があったとき
- 次の各号の事由が生じた場合は、銀行からの請求によらず、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき
 - 銀行との取引約定の一つでも違反したとき
 - 申込書記載事項において事実と反する申告が判明したとき。

- 暴力団員等もしくは第12条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をなし、または同条第1項の規定にもつづ表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金(損害金を含む。)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第14条 (解約解除)

- この取引を解約する場合には、カード(借入専用カードを発行するカードローンの場合。)、返済用預金口座通帳および届出印章を持参のうえ、取引店に申し出るものとします。
- 借入専用カードを発行するカードローンの場合、この取引が期間満了などによって終了したときは、カードを速やかに銀行に返還するものとします。

第15条 (銀行からの相殺)

- 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したも、または第13条によって返済しなければならぬこの契約による債務全額と借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかにかわらず相殺することができるとします。
- 前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続を省略し(ただし、第1項の書面による通知は省略しないこととする。)、借主にわかり諸預け金の払出およびこの債務の返済に充当することができるものとします。
- 前2項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債務の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率より1年を365日とし、日割で計算します。

第16条 (借主からの相殺)

- 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が到来までであっても、相殺することができます。
- 前項により相殺する場合には、相殺計算を実行する日7営業日前までに銀行へ書面により相殺の通知をすることとし、預金その他の債権の証書・通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
- 第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによります。

第17条 (債務の返済における順序)

- 銀行は、債務を返済する場合に、この契約による債務のうち銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定ことができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主から返済または相殺する場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、この約定書に定める場合を除き、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができます。借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務において一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
- 第2項のなお書、または前項によって銀行が指定する債務については、その期限が到来したものとします。

第18条 (印鑑留番)

この取引において請求書・届書その他の書類に使用された印影(または署名・暗証。)を届出の印鑑(または署名・暗証。)と相当の注意をもって照合し、相違ないと認め取り扱ったときは、それらの書類の印影(または署名・暗証。)について偽造、変造、盗用等の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第19条 (届出事項の変更・通帳の再発行等)

- カード・返済用預金口座通帳や届出印を失ったとき、または印鑑・氏名・住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。
 - 前項の届出を怠ったために、銀行からなされた通知または送付された書類などが延着し、または到着しなかった場合、届出遅延事由発生時と到達したものとします。また、届出を怠ったために借主に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。
 - カード・返済用預金口座通帳または届出印を失った場合この取引の解約または通帳等の再発行は、銀行所定の手続きにした上に行います。
- 第20条 (成年後見人等の届出)**
- 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合、直ちに成年後見人等の氏名、その他必要な事項を書面によって届出するものとします。
 - 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合、直ちに任意後見監督人の氏名、その他必要な事項を書面によって届出するものとします。
 - すでに、補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に届出するものとします。
 - 前3項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に届出するものとします。
 - 前4項の届出の前に生じた損害、および届出を怠ったために借主に生じた損害については、銀行に一切負担をかけるものとします。
 - 本条第1項、第2項、第3項の後見人等の法定代理人は行為能力者であることを確約します。

第21条 (代わり証書等の届入れ)

事変・災害・輸送中のやむをえない事故等銀行の責任に帰すことができない事情によって約定書その他書類が紛失・滅失または届出遅れた場合には、借主は、銀行の請求によって送附なり代り証書等を送入れするものとします。

第22条 (裁判所裁判所についての場合)

この契約が履行上は権利義務に関するとして訴訟の必要性が生じた場合には、借主は銀行本店又は支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第23条 (契約の変更)

- この規定は、民法に定める定型約款に該当し、この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があるを認められた場合には、民法が定める定型約款の変更の規定に基づいて変更されます。前項によるこの規定の変更(ただし、第7条第4項、5項より利率が変更された場合を除く)は、変更後の約款の内容を、銀行がインターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める効力発生日から適用されるものとして適用するものとします。

第24条 (報告および調査)

- 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、担保の状況ならびに借主および連帯保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
- 借主は、担保の状況、または借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、銀行に報告するものとします。

第25条 (第三者弁済)

借主は、第三者による弁済申請があった場合に、銀行が借主の意思に反しないものとして取扱いことに同意します。

第26条 (銀行取引約定書の適用)

借主が、別に銀行取引約定書を銀行に差し入れている場合、または将来差し入れる場合には、この證書に定めのない事項についてはその各条項を適用できるものとします。

【お知らせ】

第13条により、借主にこの債務全額の返済義務が生じた場合には、銀行はこの債務の保証会社に対してこの債権全額の返済を請求することとなります。保証会社から借主に代わってこの債務金額を銀行に返済した場合は、借主は保証会社に対する債務全額を返済することになります。

以上